

高チャリ利用規約

高チャリ利用前に、高チャリ利用規約をよくお読みください。

高チャリ利用者は下記規約を御承認のもとに、高チャリを利用させていただきます。

1

高チャリの趣旨

高崎駅西口の中心市街地で気軽に買い物や回遊していただくことを目的に「高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会」(以下、「協議会」といいます。)が自転車を市民や高崎を訪れた皆様に無償で提供するものです。

2

利用方法

- ①サイクルポート(別紙マップ)の自転車ラックに繋がれている自転車(以下、「高チャリ」といいます。)のキーボックスに100円を入れてください。
- ②ロックが、解除され高チャリの利用が可能になります。
- ③利用時間は、午前9時から午後10時までとなっております。
- ④買い物や利用の途中等で自転車を離れる場合は、高チャリを一度サイクルポートに返却してください。
- ⑤サイクルポートに高チャリを返却しキーボックスにキーをさすと100円が戻ります。
- ⑥サイクルポートに高チャリが返却されるまで、高チャリのキーボックス内にある100円は協議会の所有となります。

3

禁止事項

- ① 利用時間(午前9時から午後10時まで)外は利用しないでください。
- ② 外泊は勿論、長時間の一人占めはしないでください。
- ③ 飲酒運転は絶対禁止です。
- ④ 道路交通法を遵守してください。傘さし運転、携帯電話を利用しながらの運転も禁止されています。
- ⑤ 高チャリをサイクルポート以外に駐輪しないでください。
- ⑥ 身長142cm以下の方は利用をご遠慮ください。

4

放置された高チャリの回収

利用時間内にサイクルポートに高チャリを返却されない場合は、高チャリを放置したものとして取り扱います。

利用時間内であっても、同一場所に長時間にわたって駐輪された高チャリは、協議会の判断で放置されたものとして取り扱う場合もございます。

放置された高チャリは、協議会が回収いたします。この場合、キーボックス内の100円は、回収費用等に充当させていただき、お返しできない場合がございます。

5

通知・連絡

利用している高チャリに異常や故障を発見した場合は、直ちに利用を中止し、下記高チャリインフォメーションセンターにご連絡ください。

異常や故障を発見したにもかかわらず、高チャリの利用を継続され人身事故・物損事故が発生しても協議会では責任を負いません。

6

警察への通報

高チャリの利用中に人身事故、物損事故が発生した場合は、必ず警察に届けてください。

7

事故等の責任

高チャリの利用中(走行中のみならず駐停車時も含む)利用者の故意過失によって生じた人身事故、物損事故は、協議会では一切責任を負いません。全て利用者の責任となります。

また、高チャリ駐停車中、高チャリの転倒等で発生した人身事故、物損事故についても協議会では、一切責任を負いません。駐停車する場合は、高チャリが転倒しないよう特に注意してください。

但し、ブレーキの故障、パンク等高チャリの構造の欠陥、整備不良によることが原因であることが明らかな場合には、協議会にご連絡ください。協議会において、調査のうえ、高チャリの構造の欠陥、整備不良に起因することが原因で人身事故・物損事故が発生したことが明らかである場合には、この限りでございません。

高チャリのかごやサイクルポート内に置かれた品物等の紛失等については、協議会では一切責任を負いません。

8

定期点検・利用の中止

毎月第一水曜日の午前中は、高チャリの定期点検のため、高チャリは利用できません。また、諸般の事情によっては、協議会では高チャリの利用を予告なく中止させていただく場合がございます。その他利用上で不明な点は、高チャリインフォメーションセンターにご連絡ください。

高チャリインフォメーションセンター



0120-68-5155

午前9時から午後10時まで
高崎市あら町168

